

# 公園緑地歳時記

第5号(平成27年12月25日・金曜日)

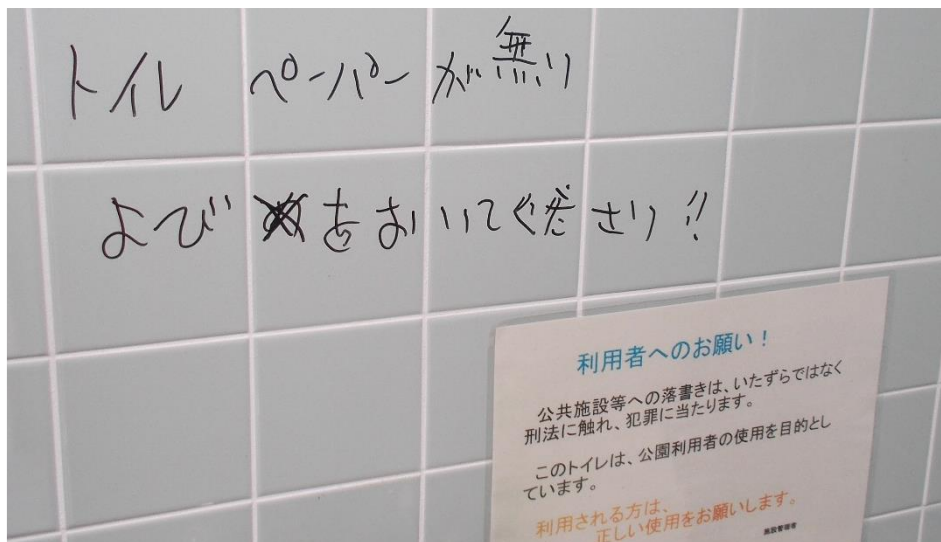
タイトル トイレ内の落書き消し

公園等の名称 市内の公園等

公園等の場所 市内一円



紹介写真



紹介コメント

皆さんが気持ちよくトイレ等の施設を利用できるよう、落書きなどをせずに、正しい使用をお願いします。(写真右下の貼紙にもあるとおり、落書きは犯罪です。)今回ご紹介したものは職員で消すことができましたが、ひどいものは業者に頼んでペンキで塗り潰すことなどもあり、予定外の経費がかかってしまうことがあります。

今回の例は「ご意見・ご要望」的な内容ですが、こういったことは、壁にマジックで書き込んだりせず、公園緑地課までご連絡ください。

お問い合わせ

豊川市建設部公園緑地課 電話：0533-89-2176 FAX：0533-89-2171  
Eメール：koen@city.toyokawa.lg.jp